

居宅介護支援事業所グランビレッジ倉橋

指定居宅介護支援

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
奈良県指定 第2970601163号

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

〈目 次〉

1. 施設経営事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業所の目的及び運営方針	2
4. 事業所窓口の営業日及び営業時間	2
5. 職員の配置状況	2
6. サービスの内容および利用料等	3
7. サービスの提供地域	4
8. 利用者の居宅への訪問頻度の目安	4
9. 居宅介護支援の提供にあたって	4
10. 虐待の防止について	4
11. 秘密の保持と個人情報の保護について	5
12. 医療・介護の連携の強化	5
13. 公正中立なケアマネジメントの確保	5
14. 緊急・事故時における対応方法について	6
15. 身分証携行義務	6
16. 苦情受付について	6
17. 重要事項説明の同意の了承および 個人情報同意書の利用にあたっての同意書	8

1. 施設経営事業者

- (1) 事業主 社会福祉法人 太陽の村
- (2) 事業主所在地 奈良県吉野郡吉野町大字柳1395番1
- (3) 電話番号 0746-35-9294
- (4) 代表者氏名 理事長 辻村 洋子
- (5) 設立年月日 平成23年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
平成30年8月1日指定
桜井市2970601163号
 - (2) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 グランビレッジ倉橋
 - (3) 事業所の所在地 奈良県桜井市大字倉橋1088番1
 - (4) 電話番号 0744-46-1005
 - (5) 管理者 田邊 絵美
 - (6) 開設年月日 平成30年8月1日
- 施設の概要 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
- 地域密着型特別養護老人ホーム グランビレッジ倉橋
 - ショートステイ グランビレッジ倉橋
 - グループホーム グランビレッジ倉橋
 - デイサービスセンター グランビレッジ倉橋

3. 事業所の目的及び運営方針

(1) 目的

ご利用者様の意思及び人格を尊重した上で、利用者様の状況に応じた適切な居宅介護支援事業を提供することにより、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身の状況や環境等に応じて、その選択に基づいた適切な保険医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。常にご利用者様の立場に立って、提供される指定居宅サービスが特定の利用者様に不当に偏ることのないよう努めます。

市町村や地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者等との連携に努めます。

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日：月～金曜日（ただし年末年始を除く）

営業時間：9:00～17:00

5. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として以下の職種を配置しています。

	資格	常勤	計
管理者兼介護支援専門員	介護支援専門員	1名	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名	1名

6. サービスの内容および利用料等

(1) 居宅介護支援の内容について

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③サービスの実施状況把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に係る支援、協力
- ⑦相談業務

(2) 利用料について ※介護保険法に基づき、全額保険給付のため自己負担はありません。

要介護度区分	要介護 1～2	要介護 3～5
居宅介護支援費 I	1, 086 単位	1, 411 単位

加算の種類	単位数	算定要件等
初回加算	300 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算 (I) 入院時情報連携加算 (II)	250 単位 200 単位	<p>利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに((II)の場合は入院した日の翌日又は翌々日)に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。</p> <p>※(I) 入院日以前の情報提供を含む 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む。</p> <p>※(II) 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。</p>
退院・退所加算 (I) イ	450 単位	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること(受け取り方法や回数により単位数が異なる)。
退院・退所加算 (I) ロ	600 単位	
退院・退所加算 (II) イ	600 単位	
退院・退所加算 (II) ロ	700 単位	
退院・退所加算 (III)	700 単位	

緊急時等カンファレンス加算	200 単位	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
通院時情報連携加算	50 単位	利用者が診察を受けるときにケアマネジャーが同席、ケアプランの記録で医師等とケアマネジャーの情報共有した場合
ターミナルケアマネジメント加算 (死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上)	400 単位	終末期の医療やケア方針に関して利用者又はその家族の同意を得て、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期に通常以上の頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、把握した利用者の心身状況等を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合（1 月につき）

(3) その他費用について

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は、片道 15 キロメートル以上は、超えた地点より 1 キロメートル当たり 20 円を頂きます。

7. サービスの提供地域

通常サービス提供地域は、桜井市・橿原市・明日香村・宇陀市（地域区分は 7 級地）奈良市（地域区分は 6 級地）です。その他の地域についてはご相談ください。

8. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

9. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 田邊 絵美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

奈良県国民健康保険連合会 奈良県橿原市大久保302-1	電話番号 0120-21-6899 受付日 平日(月～金) (土、日、祝、年末年始を除く) 受付時間 8:30～17:15
第三者委員 奈良県桜井市阿部426-5 金澤 好晃	電話番号 0744-43-1061 受付時間 9:00～16:00
第三者委員 奈良県桜井市倉橋2527 中出 喜代廣	電話番号 0744-42-3824 受付番号 9:00～16:00

附則 この重要事項説明書は平成30年8月1日改定版
この重要事項説明書は令和元年10月1日改定版
この重要事項説明書は令和3年 4月1日改定版
この重要事項説明書は令和3年 9月1日改定版
この重要事項説明書は令和3年 9月1日改定版
この重要事項説明書は令和5年 4月1日改定版
この重要事項説明書は令和6年 4月1日改定版
この重要事項説明書は令和7年 4月1日改定版

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報
報の利用にあたっての説明を行いました。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 グランビレッジ倉橋

説明者 氏名 田村 正美 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの
提供開始に了承・同意しました。その上で、私は契約書第13条第1項及び第2項に基
づき、貴事業所がサービスを提供する上で必要な内容は上記に記載されたもので、その
説明を受け、私及び私の家族の個人情報を、収集・保有・利用及び個人情報使用につい
て提出先へ提供することに同意します。

ご利用者

住 所

氏 名

⑩

代理人

住 所

氏 名

⑩

続 柄